

IV

参 考 資 料

成年後見制度に関する相談・問合せ

成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

成年後見制度に関する相談・問合せ

成年後見制度に関する相談・市民後見人に関すること

- 名古屋市成年後見あんしんセンター（平日9:00～17:00） 電話:052-856-3939

成年後見制度の申立て手続き・申立てセットの取得に関すること

- 名古屋家庭裁判所後見センター 名古屋市中区三の丸1-7-1 電話:052-223-2015
- 最高裁判所ホームページ(名古屋家庭裁判所) <http://www.courts.go.jp/nagoya-f/saiban/index.html>

後見登記に関すること

- 名古屋法務局 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話:052-952-8111 (代表)
- 東京法務局後見登録課 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階 電話:03-5213-1360
- 東京法務局ホームページ(成年後見登記) <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

成年後見申立手続き支援に関すること

- 愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」 電話:052-203-2677
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部(愛知県司法書士会内) 電話:052-683-6696

後見人等候補者の紹介に関すること

- 愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」(平日10:00～16:00) 電話:052-203-2677
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部(愛知県司法書士会内)(平日10:00～15:00) 電話:052-683-6696
- 愛知県社会福祉士会「愛知ばあとなあセンター」(平日10:00～17:00) 電話:052-202-3155

任意後見制度・公正証書遺言等に関する相談・手続きに関すること

- 葵町公証役場 名古屋市中区東区代官町35-16 第一富士ビル3階 電話:052-931-0353 (代表)
- 熱田公証役場 名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝ビル18号館2階 電話:052-682-5973
- 名古屋駅前公証役場 名古屋市中村区名駅南1-17-29 広小路ESビル7階 電話:052-551-9737

申立て費用等の立替えに関すること

- 日本司法支援センター 法テラス
法テラス・サポートダイヤル:0570-078374 (平日9:00～21:00 土9:00～17:00)
法テラス愛知 電話:050-3383-5460 (平日9:00～17:00、祝日を除く)
名古屋市中区栄四丁目1番8号 栄サンシティビル15階

日常生活自立支援事業に関すること

- 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター
東・北・西・守山区にお住まいの方は 北部事務所 電話:052-919-7584
中村・中・熱田・中川・港区にお住まいの方は 南部事務所 電話:052-678-3030
千種・昭和・瑞穂・南・緑・名東・天白区にお住まいの方は 東部事務所 電話:052-803-6100



区役所・保健センター

対 象	高齢者（認知症）	知的障害者	精神障害者
区役所・支所・保健センター	区役所福祉課・支所区民福祉課	区役所福祉課・支所区民福祉課	保健センター保健予防課
千種	753-1834	753-1844	753-1981
東	934-1196	934-1182	934-1217
北	917-6531	917-6516	917-6553
(楠)	901-2269	901-2274	
西	523-4596	523-4585	523-4616
(山田)	501-4975	501-4977	
中村	453-5415	483-8501	433-3005
中	265-2321	265-2322	265-2261
昭和	735-3912	735-3893	735-3962
瑞穂	852-9394	852-9384	837-3267
熱田	683-9405	683-9917	683-9682
中川	363-4409	363-4403	363-4461
(富田)	301-8376	301-8378	
港	654-9691	654-9718	651-6509
(南陽)	301-8345	301-8348	
南	823-9411	823-9392	614-2812
守山	796-4607	796-4584	796-4622
(志段味)	736-2192	736-2193	
緑	625-3957	625-3956	891-3621
(徳重)	875-2207	875-2207	
名東	778-3009	778-3092	778-3112
天白	807-3887	807-3882	807-3910

成年後見制度に関する相談・問合せ

■ 高齢者の相談窓口（いきいき支援センター（地域包括支援センター））

区	名称	所在地	電話番号 (FAX番号)	担当地域 (小学校区名)
千種	千種区東部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343 (781-8346)	上野、自由ヶ丘、大和、 千代田橋、東山、富士見台、 星ヶ丘、宮根
	分室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	726-8944 (726-8966)	
	千種区西部 いきいき支援センター	千種区西崎町二丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530 (763-1547)	内山、千石、高見、田代、 千種、春岡、見付
東	東区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236 (932-9311)	区内全域
	分室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	711-6333 (711-6313)	
北	北区東部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432 (991-3501)	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、 宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545 (915-2641)	味鋤、大杉、川中、金城、楠、 楠西、光城、清水、西味鋤、 如意
	分室	北区中味鋤三丁目414	902-7232 (902-7233)	
西	西区北部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343 (505-8345)	浮野、大野木、中小田井、 比良、平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079 (532-9020)	稲生、榎、上名古屋、児玉、 栄生、城西、庄内、なごや、 枇杷島、南押切
	分室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階	562-5775 (562-5776)	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	中村区名楽町四丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133 (483-2140)	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、 中村、日比津、ほのか
	分室	中村区稲葉地本通一丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030 (412-3110)	
	中村区南部 いきいき支援センター	中村区豊国通一丁目14	483-6866 (483-6867)	
中	中区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674 (331-6001)	区内全域
	分室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	262-2265 (262-2275)	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335 (861-9336)	伊勝、川原、滝川、広路、 八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513 (883-2231)	御器所、松栄、白金、鶴舞、 吹上、村雲
	分室	昭和区阿由知通四丁目7 グローバル御器所2C	852-3355 (852-3344)	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町三丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008 (842-8122)	汐路、豊岡、中根、弥富、 陽明
	分室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	851-0400 (851-0410)	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通一丁目18 シティアーク1階	872-1705 (872-1707)	



区	名称	所在地	電話番号 (FAX番号)	担当地域 (小学校区名)
熱田	熱田区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195 (671-1155)	区内全域
	分室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階	682-2522 (682-2505)	
中川	中川区東部 いきいき支援センター	中川区八幡本通二丁目27 コーポ中野1階	354-8343 (354-8341)	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、 中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	中川区小町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258 (353-5879)	赤星、荒子、五反田、正色、 千音寺、戸田、豊治、長須賀、 西前田、野田、春田、万場、 明正
	分室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	364-7273 (364-7271)	
港	港区東部 いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568 (651-1167)	稲永、大手、港楽、成章、東海、 中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	港区寛政町六丁目40	381-3260 (381-3261)	小碓、港西、正保、神宮寺、 高木、当知、南陽、西福田、 福田、福春、明德
	分室	港区知多二丁目2215 レープエル1階	309-7411 (309-7412)	
南	南区北部 いきいき支援センター	南区桜台一丁目1-25 桜ビル1階	811-9377 (811-9387)	大磯、春日野、菊住、桜、 伝馬、道德、豊田、明治、 呼続
	分室	南区道德通三丁目46	698-7370 (698-7380)	
	南区南部 いきいき支援センター	南区前浜通三丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050 (819-1123)	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、 白水、宝南、星崎、笠東
守山	守山区東部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013 (758-2015)	天子田、大森、大森北、小幡、 吉根、志段味西、志段味東、 下志段味、苗代、本地丘、 森孝西、森孝東
	分室	守山区吉根南1401	736-0080 (736-0081)	
	守山区西部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411	758-5560 (758-5582)	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、 西城、甘軒家、二城、守山
緑	緑区北部 いきいき支援センター	緑区鳴子町一丁目7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002 (891-7640)	旭出、浦里、大清水、片平、 神の倉、熊の前、黒石、小坂、 常安、滝ノ水、戸笠、徳重、 長根台、鳴子、鳴海東部、 桃山
	分室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	877-9001 (877-8841)	
	緑区南部 いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343 (624-8361)	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、 太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東	名東区北部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777 (726-8776)	猪高、猪子石、香流、北一社、 引山、藤が丘、平和が丘、 本郷、豊が丘、蓬来
	分室	名東区明が丘124-2 ami ami annex 2階	771-7785 (771-7702)	
	名東区南部 いきいき支援センター	名東区にじが丘二丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121 (720-5400)	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、 西山、前山、牧の原、名東
天白	天白区東部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555 (385-8451)	相生、植田、植田北、植田東、 植田南、しまだ、高坂、原、 平針、平針北、平針南
	分室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	808-5400 (808-5322)	
	天白区西部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目604 なんでも相談処八福2階	839-3663 (839-3665)	大坪、表山、天白、野並、 八事東、山根

成年後見制度に関する相談・問合せ

■ 障害者の相談窓口（障害者基幹相談支援センター）

名 称		所 在 地	電話番号 (FAX 番号)
千種区障害者基幹相談支援センター		千種区高見一丁目20-2 MNビル2階	753-3567 (753-3568)
東区障害者基幹相談支援センター	本部	東区白壁一丁目41	211-7240 (211-7241)
	サテライト	東区山口町3-17 ブレス名古屋徳川1A	325-6193 (325-6203)
北区障害者基幹相談支援センター	本部	北区田幡一丁目11-31	910-3133 (916-3665)
	サテライト	北区大曽根四丁目17-23 イトーピア大曽根104号	508-6011 (508-6021)
西区障害者基幹相談支援センター	本部	西区中小田井五丁目38	504-2102 (502-5806)
	サテライト	西区浄心一丁目1-6 シティ・ファミリー浄心101号	528-3166 (528-3266)
中村区障害者基幹相談支援センター		中村区豊国通三丁目10	462-1500 (462-9640)
中区障害者基幹相談支援センター		中区大須四丁目10-85山村ビル1階	253-5855 (253-5856)
昭和区障害者基幹相談支援センター	本部	昭和区御器所通二丁目25-2	741-8800 (741-8930)
	サテライト	昭和区松風町二丁目28 ノーブル千賀1階	841-6677 (841-6622)
瑞穂区障害者基幹相談支援センター		瑞穂区弥富町月見ヶ岡5 NTT西日本八事ビル1階	835-3848 (835-3743)
熱田区障害者基幹相談支援センター		熱田区横田二丁目4-16	678-5505 (681-7052)
中川区障害者基幹相談支援センター		中川区荒子一丁目141 奥村マンション1階	354-4521 (354-2201)
港区障害者基幹相談支援センター		港区港栄一丁目1-22 港栄店舗104号	653-2801 (651-7477)
南区障害者基幹相談支援センター	本部	南区寺部通3-8-1 レオテクノビル1階	822-3001 (822-3035)
	サテライト	南区西桜町31	883-9257 (883-9259)
守山区障害者基幹相談支援センター	本部	守山区桜坂四丁目111	737-0221 (736-0572)
	サテライト	守山区鳥羽見三丁目17-4	791-2170 (791-2170)
緑区障害者基幹相談支援センター		緑区鹿山三丁目17	892-6333 (892-6336)
名東区障害者基幹相談支援センター		名東区社台三丁目109 第九ヤマケンビル2階	739-7524 (739-5330)
天白区障害者基幹相談支援センター	本部	天白区原二丁目3511 ルミエール原1階	804-8587 (804-8585)
	サテライト	天白区八事山534	832-2151 (832-2152)



名古屋家庭裁判所 後見センター	
〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-1 (1階)	電話番号 052-223-2015 (直通)

	手続案内 (申立セット受取) ※予約不要	受理面接 (申立書提出後) ※事前予約制
実施日	月～金 (※祝日・年末年始を除く)	月～金 (※祝日・年末年始を除く)
実施時間	午前9時～午後5時の間に実施しています。 (終了時刻に間に合うように時間に余裕をもってお越しください)	午前9時30分～、午後1時10分～、 午後3時10分～
内容 必要な時間	一般的な手続の流れ (ビデオ視聴)、必要となる書類について案内 (約30分)	申立人・後見人候補者などの方から、お話をおうかがいし、申立書類の確認や状況の確認をします。 (約1～2時間)

名古屋法務局 (登記されていないことの証明書の取得等)	
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	電話番号 052-952-8111

[付近案内図]



交通案内

- 地下鉄名城線「名古屋城」駅 ⑤番出口から西へ徒歩10分
- 地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」駅 ①番出口から北へ徒歩10～15分
- 市営バス (名駅14系統) 「名城病院」バス停から西へ徒歩5分
- 市営バス (幹名駅1系統) 「外堀通 (西)」バス停から北へ徒歩5分

成年後見制度と 日常生活自立支援事業の概要



	成年後見制度		日常生活自立支援事業
	法定後見制度	任意後見制度	
概要	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の、財産管理や身上保護等を成年後見人等が行うことで、本人の意思を尊重し、法律面や生活面で支援する。	十分な判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理や身上保護等について代理権を与える契約を公正証書によって締結する。	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する。
所管庁	厚生労働省、法務省	厚生労働省、法務省	厚生労働省
法的根拠	民法、家事事件手続法等	任意後見契約に関する法律	社会福祉法、厚生労働省通知等
対象者	精神上の障害により判断能力が <ul style="list-style-type: none"> 欠く状態にある人=後見 著しく不十分な人=保佐 不十分な人 =補助 	判断能力が十分な人	精神上の理由により判断能力が不十分な人(契約ができる程度) ※手帳等の保持者に限らない
支援者	成年後見人・保佐人・補助人 (必要に応じ監督人を選任) ※複数可	任意後見人(申立てにより任意後見監督人が選任されると権限が与えられる)	名古屋市社会福祉協議会(障害者・高齢者権利擁護センター)職員及び法人の履行補助者として生活援助員
手続	家庭裁判所に申立て (本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等) ※本人の同意 後見・保佐=不要 補助=必要 家庭裁判所による後見人等の選任	公証役場にて本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て(本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者)	障害者・高齢者権利擁護センターに相談・申込み (本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の鑑定書・診断書、本人情報シートを家庭裁判所に提出	医師の診断書を家庭裁判所に提出	契約の能力・意思・サービスの必要性について月1回サービス調整会議で審査・確認
契約の解除・取下げ	いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がないと取下げできない。成年後見人等が選任されてからは、本人の判断能力が回復しない限り、本人が死亡するまで責任を負う。	本人の意思によって契約を解除する場合は、公証人の認証が必要。変更する場合は、公正証書による。	本人の意思によって契約を終了することができる。
支援方法	○財産管理に関する法律行為 ○身上保護に関する法律行為 ◆代理権 後見……………原則としてすべての法律行為 補助・保佐…申立ての範囲内で与えられた法律行為 ◆同意権・取消権 後見…日常生活に関する行為以外の行為 保佐…民法13条第1項に定める所定の行為 補助…家裁が定める「特定の法律行為」	○任意後見契約で締結している事務 ◆代理権 任意後見人が、任意後見契約で定められた事務の一部又は全部について、代理権を行使して事務を行う。 ◆同意権・取消権はない。 ※本人の意思を尊重するため、任意後見は法定後見に優先する。	○金銭管理サービス ●預貯金通帳の入出金 ●公共料金・福祉サービス利用料等の支払い ○財産保全サービス ●通帳や証書など重要な書類の保管 ○福祉サービスの利用援助 ○相談事業 ●生活相談 ●法律相談(要予約)
費用	○申立費用(申立人負担) 登記手数料、鑑定費用等 ○成年後見人等、監督人に対する報酬費用(本人の財産から負担) ※金額は家庭裁判所が決定 ○後見の事務に関する費用(本人の財産から負担)	○公正証書作成費用 手数料、印紙代等 ○任意後見人等への報酬 ※金額は契約の内容により決定	○契約締結までは無料 ○契約後の援助は利用者負担 金銭管理サービス 1回1,000円 財産保全サービス 月額250円
費用の減免又は助成	成年後見制度利用支援事業による助成	なし	生活保護受給者は無料(公費補助)

平成26年4月 第1版発行
平成28年8月 第2版発行
平成30年4月 第3版発行
令和2年4月 第4版発行
令和5年3月 第5版発行(1,500部)

発行 / 名古屋市成年後見あんしんセンター・名古屋市

編著 / 名古屋市市民後見推進検討会

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号
TEL (052) 856-3939 FAX (052) 919-7585





交通案内 地下鉄名城線「黒川」駅下車 ①番出口より徒歩5分

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号
名古屋市総合社会福祉会館5階(北区総合庁舎)

電話 052-856-3939 FAX 052-919-7585

<http://nagoya-seinenkouken.jp/>

